

令和4年度第3回大阪府環境審議会気候変動対策部会 議事概要

1. 日 時：令和5年2月8日（金）16時00分～18時00分

2. 場 所：WEB会議オンラインシステムによる開催

3. 議 題：

(1) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について【資料1-1～1-2、参考資料1、2】

(2) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく自動車販売事業者の顕彰について【資料2、参考資料3、4】

(3) 府域における令和4年度夏の暑さ対策の取組実績について

【資料3-1～3-2】

(4) その他報告事項について

【資料4、】

4. 委員からの意見要旨

(1) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく事業者の顕彰にかかる審査について

【非公開】

■選考方法

気候変動対策における緩和分野、適応分野において実施した取組について、貢献度、波及性、持続性、刷新性の4つの審査基準に基づいて評価し、他の事業者の模範となるものを選考する。

■選考経過

①令和4年度おおさか気候変動対策賞に応募があった5事業者等について、審査資料を基に、取組内容の評価点（①貢献度 ②波及性 ③持続性④刷新性の4つの観点からそれぞれAA～Dの5段階で各委員が評価）をもとに、審査を行った。

②委員による審査の結果、緩和分野においては、大阪府知事賞が1事業者、優秀賞に2事業者、適応分野においては、大阪府知事賞が1事業者、優秀賞に1事業者を選考した。

(2) 大阪府気候変動対策の推進に関する条例に基づく自動車販売事業者の顕彰について

【委員】

○ 審査基準案の取組レベルがAとBと2種類あって、配点がそれぞれ4点と5点になっている箇所とそうでない箇所がある。AとBの取組レベルと配点の関連性について教えてほしい。

【事務局】

○ 難易度に応じて配点の傾斜をつける他に、実施の規模の大小によっても配点の傾斜をつけたいと考

える。取組みレベルが B で配点が 5 点の項目は、最大点としては取組みレベル A と同じになるが、実施事業所数に応じて配点を変えることで傾斜をつけている。

【委員】

- 各項目の配点については、実施した場合は 4 点や 5 点となっているが、各項目の実施内容が完全に基準を満たしていない場合はゼロ点となるか。例えば、一部を実施している等の場合には、その程度に応じて部分的に 2～3 点が付くことはないのか。

【事務局】

- ご認識のとおり、実施済みであることが確認できれば各配点の点数となるが、乗車体験や充電設備の設置については、その内容や規模といった質についても配点に加味できないか考えたものになっている。

【委員】

- 実施事業所 1 か所につき 1 点という配点の項目があるが、今回審査対象となる特定販売事業者は、大阪府域に事業所を 5 か所以上持っている事業者ということでよろしいか。
- また、取組みが実施済みであることの判断基準で注 2 に原則、計画年度中に実施したものに限るが、顕彰の初年度のみ採点対象とすると書かれているが、この意味について補足説明をお願いしたい。

【事務局】

- 事業所数については、特定販売事業者の要件に事業所数があるわけではないので、5 事業所未満の場合もあれば、5 事業所以上の場合もある。注 2 については、例えば過去に連携協定を結んでいるような取組について、過去の実績であるため対象外とするのではなく、初年度に限り、そういった過去に先行して行った取組についても加点対象としてはどうかと考えて、このような注釈をつけている。

【委員】

- 事業所を 1 か所しかもっていない事業者は、最大 1 点しか配点されないということか。その場合、小規模な事業者は不利になるのが気になる。

【事務局】

- ご認識のとおりではあるが、販売台数が 3,000 台以上ということで比較的規模の大きい事業者が対象になっており、ある程度店舗数があると考えている。

【委員】

- 委員の質問の 2 点目に関して、初年度のみ採点対象ということは、初年度に点数をつけて、その点数がずっと引き継がれるのか。

【事務局】

- 初年度のみ評価・配点対象とし、次年度以降の評価ではリセットされて、過去の取組は対象外としたいと考える。

【委員】

- 他の委員の指摘と同じ箇所になるが、注釈の文言の表記の仕方については見直したほうがいいのではないか。
- また、表彰されると、例えばシールや盾など、店舗で飾ることで PR できるようなものは考えているのか。

【事務局】

- 府のホームページ上には、事業者名を公表したり、表彰式で表彰状を渡すなどを考えているが、いただいたご意見を踏まえて検討させていただく。

【委員】

- 評価・表彰を行うにあたって、競うほどの分母があるのか確認したいので、対象となる事業所はいくつあるのか、今回の審査基準案で差がつくのかを教えてください。

【事務局】

- 今年度計画書を提出されているのが 15 件であるが、あと数件は提出があると思われる。差がつくかどうかについては、体験機会の創出や店舗での説明などの基本的な取組みはどこの事業者も実施済みと想定されるが、実施事業所数では差がつくと思われる。また、充電設備の設置やその他特色ある取組をどれだけ実施しているかというところで差が付きやすいと考える。
- 現時点では、ZEV、EV を販売しているところが有利であるが、現在販売していない事業者も今後 ZEV や EV を販売するようになれば点数は上がっていくものと想定される。

【委員】

- 資料 2 の 3 ページの下部の注釈の文言修正については、部会長に一任させていただくということでよいか。

<異議なし>

(3) 府域における令和 4 年度夏の暑さ対策の取組実績について

【委員】

- 最近、環境省でも公民館やショッピングセンターに協力してもらって、クーリングシェルターを作るなど様々な事業を検討していて、その関係で聞いた話だが、東京都でも荒川区や足立区が高齢者に対してエアコン購入補助を行うとのこと。やはり何に一番注力しなければならないかということ、やはり生命にかかわるような死亡事故を防ぐということ。屋内にいる高齢者に届くような施策など、なにかあれば教えていただきたい。

【事務局】

- 大阪府としては、クールオアシス事業というのをやっているが、今後クーリングシェルターをつくっていく中で、現在クールオアシス事業に協力いただいている事業者と連携していくことも可能と考える。
- エアコンの補助金については、電気代やガス代が高騰し、国からも地方自治体に交付金が出ているので、その交付金を使って省エネ家電を補助することもひとつの方法として考えられる。今後同じような交付金があれば、適応という観点も取り入れつつ、検討していきたい。
- 高齢者に対して、きめ細やかに働きかけしていくには、府より市町村のほうがより適切であるという考え方もあるかと思うので、今後市町村とも連携して進めていきたい。

【委員】

- 健康を守る上での暑さ対策や寒さ対策は、省エネ住宅や家電の省エネとうまく組み合わせていただければと思う。

【委員】

- 住宅の省エネも同時並行ですすめていかないと、結局電気代の高騰もあり、エアコンだけ買っても

実際の使用につながらないケースもある。本質的な環境改善を全体で考えていく必要がある。

【事務局】

- 省エネと同時に進めていくことは非常に重要な観点だと認識している。今後の施策検討の参考としたい。

（４）その他報告事項について

【委員】

- 資料4の5ページ目下部の脱炭素化ランクの基準年度比削減率は、Scope 1とScope 2を足したものと考えて良いか。

【事務局】

- 対策計画書・実績報告書で事業者に算定していただくものは全てScope 1・2のもののみが対象。したがって、この脱炭素化ランクについても、Scope 1・2を対象としたCO₂削減量を基準として、評価することとしている。
- また、Scope 3に関しては、重点対策項目のうちの加点項目の1つに「サプライチェーン全体での排出量削減の取組」を設け、事業者が取組みを実施した場合には加点される仕組みとしている。